

令和7年1月31日

技術者の配置に係る入札参加資格の金額要件の見直しについて（お知らせ）

建設業法施行令の一部改正（令和7年2月1日施行）により、専任の監理技術者等を要する建設工事の金額要件が引き上げられることに伴い、本市発注工事の入札参加資格において、技術者の配置に係る金額要件の運用を次のとおり変更します。

1 入札参加資格

建築工事以外の工事については、予定価格（税込）9,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、4,500万円以上9,000万円未満の工事の場合に監理技術者又は主任技術者どちらかの専任配置を、4,500万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格者証を有する者でも可）の配置を入札参加資格として求めます。

建築工事については、予定価格（税込）9,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、9,000万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格者証を有する者でも可）の配置を入札参加資格として求めます。

2 適用開始

令和7年2月1日以降に行われる契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る工事請負契約について適用します。